

議案第113号

損害賠償額の決定について（教育委員会関係）

教育委員会所管業務に係る長期借入契約の解除による損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事 件 概 要
15,785,064円 損害補てん金 15,785,064円 NECキャピタルソリューション株式会社	本市は、教職員の人事管理及び給与等の支給を行うための情報処理システムに必要なサーバ機器その他の機器を平成27年3月1日から平成32年2月29日まで借り入れる契約を被害者との間で締結したが、市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い大阪府から教職員の給与等の負担が移譲されることにより増大する教職員の給与等の支給に係る事務を当該機器を用いて処理することができないため、平成29年3月31日に契約を解除したもの

平成29年5月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

教育委員会所管業務に係る長期借入契約の解除による損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。